

上越市社会教育関係団体の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育に関する事業及び活動（青少年教育、成人教育、体育、運動競技、レクリエーション等の事業及び活動をいう。以下同じ。）を行うことを主たる目的とする団体を社会教育関係団体として認定するために必要な事項を定めるものとする。

(認定)

第2条 社会教育関係団体の認定は、教育委員会が行う。

(認定の対象)

第3条 社会教育関係団体として認定を受けることができる団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公共の福祉又は地域社会の発展のために寄与するための事業及び活動を行うもの。
- (2) 社会教育関係団体間の連絡調整の事業及び活動を行うもの。
- (3) 体育、運動競技又はレクリエーションに関する事業及び活動を行うもの。
- (4) その他社会教育の振興に寄与する公共的意義のある適切な事業及び活動を行うもの。

2 前項に規定する団体は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 規約又は会則を有するとともに、団体の意志を表明する代表者が明確であり、活動の本拠地が市内にあること。
- (2) 自主的財源を持ち、団体自身で事業に要する経費を負担する努力をしていること。また自ら経理し、監査するなどの機構を有すること。
- (3) 入会には特定の資格や条件を必要とせず、市民が自由意志で参加でき、広く市民の参加を受け入れる開かれた団体であること。
- (4) 構成員が概ね20人以上であり、かつ、その過半数以上が市内に在住していること。
- (5) 活動内容が明確であり、年間を通じて継続的に活動するとともに、定期的に市民を交えた活動を行っていること。
- (6) 結成から3年以上経過し、その実績が客観的に認め得るものであること。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する行為を行う団体は、認定を受けることができない。

- (1) 特定の政党の利害に関する政治活動及び特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治運動
- (2) 特定の宗教を支持し、支援する等の宗教活動
- (3) 営利を目的とした事業又はこれに類した行為
- (4) 教育行政の中立性を損なう行為

(5) その他公共の福祉に反する行為

(認定申請)

第4条 認定を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、別に定める上越市社会教育関係団体認定申請書に次に掲げる資料を添付して教育委員会に提出しなければならない。

(1) 規約又は会則

(2) 会員名簿（連合体の場合は、構成団体名簿）

(3) 当該年度の活動計画及び予算書

(4) 初めて申請する団体は、結成から申請時点までの活動実績

(5) 前回認定を受けた団体は、前回認定時から前年度までの活動実績及び決算書

(6) その他参考となる資料

(認定等の通知)

第5条 教育委員会は、認定を決定したときは、別に定める上越市社会教育関係団体認定書を交付するものとする。

(認定の期間)

第6条 認定期間は、当該認定の通知があった日からその日の属する年度の翌々年度3月31日までとする。

(届出)

第7条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会に速やかに届け出なければならない。

(1) 申請書に記載した事項に変更があったとき。

(2) 団体の活動を停止したとき。

(3) 団体を解散したとき。

(認定の取消し)

第8条 教育委員会は、認定団体が次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定する要件を具備しなくなったとき。

(2) 認定団体が解散又は消滅をしたとき。

(3) その他認定団体としてふさわしくない行為があると認めるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年8月1日から実施する。

(市町村合併に伴う特例)

2 平成17年1月1日前に旧柿崎町、旧頸城村、旧吉川町、旧中郷村、旧板倉町、旧清里村及び旧名立町（以下「旧町村」という。）において、この要綱に相当する旧町村の要綱等に基づき、社会教育関係団体として認定を受けていた団体は、この要綱に基づき認定を受けた団体とみなす。

附 則

この要綱は、平成11年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から実施する。